

令和9年度 北谷町育英会 大学等入学準備金貸与生募集要項

北谷町育英会では、優秀な学生で経済的な理由により学資の援助を必要とする者に対して学資の一部を貸与し、有用な人材を育成することを目的に令和9年度の入学準備金貸与生を次の通り募集します。

1. 制度概要

大学(短大、専修学校)等に入学予定の者に入学金等に充てることができる入学準備金を貸与する制度

2. 対象者

令和9年4月から大学等へ入学(編入学を含む。)する者。ただし、国外の教育機関に入学する場合は令和8年6月以降に入学する者とする。

3. 応募資格

(1) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずると会長が認めたもの

(2) 申請時において過去1年以上本町に引き続き住所を有する町民の子弟

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。)、高等専門学校(4年次又は専攻科に編入学するものに限る。)若しくは専修学校(専門課程又は専攻科に限る。)に合格が決定している者(通信教育課程及び夜間教育課程を除く)

(4) 前号に規定する大学等に準ずるものとして会長が認める教育機関に合格が決定している者

(5) 我が国の大学等に相当する国外の教育機関に合格(編入学を含む。)が決定している者

(6) 学業成績及び操行が優れている者

(7) 申請者と生計を一にする家族の家計支持者の町・県民税年税額の合計額が20万円以下の者

(8) 貸与金を全額返済可能な者

4. 貸与額

30万円・40万円・50万円(いずれかを選択)

5. 利用回数

入学準備金制度の利用は1人1回を限度とする

6. 提出書類

- (1) 入学準備金借入申請書(第1号様式の2)
- (2) 住民票謄本(本籍・続柄表示のあるもの)
- (3) 家族の課税証明書
- (4) 合格通知書
- (5) 成績証明書又は調査書
- (6) 学校長の推薦書

7. 受付期間等

令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)※土・日及び祝日を除く。

時間:午前8時30分から午後5時まで※午後0時～午後1時までを除く。

8. 選考及び貸与方法

応募資格に適合しているか随時審査決定し、貸与額は一括で貸与する。

9. 返還方法

卒業した日の属する年度の翌年度中に全額返還する。(繰り上げ返還可能)

10. その他

- (1) 奨学金(毎月貸与・給付)との併用も可能
- (2) 貸与決定後、次の要件を満たす保証人(2人)を選任する必要があります。手続き方法については貸与決定後に通知いたします。

【保証人の要件】

- 保護者
- 保護者を除く25歳以上65歳未満の独立した生計を営む返済能力を有する者

【提出書類】

- 誓約書
- 保証人の印鑑登録証明書

11. お申込み・お問い合わせ

沖縄県中頭郡北谷町桑江1丁目1番1号

北谷町育英会(北谷町教育委員会教育総務課内)

TEL:098-982-7704